

会 議 録

会議の名称	第4回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課
開催日時	令和2年1月30日(木) 10時00分～10時50分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第1委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	蓑輪 靖博(会長) 竹本 安伸(副会長) 川満 佳代子 東 隆也 湯村しおり
事務局職員 職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 大洲 麻紀
会議次第	1 議事 ① 保有個人情報等の取扱いについて(報告) ② 個人情報取扱事務の届出について(報告)
会議の概要	1 議事 ① 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 ② 個人情報取扱事務の届出について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事①保有個人情報等の取扱いについて事務局より報告を。
事務局 会長 委員	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 4ページの利用目的に「捜査および裁判執行のため」とあるが、裁判執行のためというのはどれが該当するのか。第507条の条文に裁判所その他のような記載があったのか聞き逃してしまったが。
事務局 委員	第507条の条文は、「検察官又は裁判所若しくは裁判官は」となっている。 入ってないですね。海上保安部と厚生局は、なぜ裁判執行のために情報が必要なのか。
事務局 委員	市民課に確認する。 外部提供の報告を受けているが、外部提供をしない場合もあるのか。
事務局	照会書に根拠法令が記載されていない場合や、本人以外の情報を求められる場合など、回答しないパターンもある。そのような場合は、総務課に報告が上がってこないのでは、把握はできていない。報告の対象は、回答を行ったものであり、各課から報告を受けたものを審議会へ報告している。なお、警察などから電話で今すぐこの情報をくださいと言われることがあるが、何のために使うのか、誰の何の項目を必要としているのかを書面でいただいて、こちらで決裁をとり、書面で回答するよう各課に指導している。
委員	遠方の警察署の場合は、郵送で送られてくるのを待つ

事務局	のか。それともFAXか。
委員	郵送で対応している。間違いのないよう確実な取扱いを行っている。
事務局	ここで報告された後に色々言っても遅いですよね。
	この条件に見合う個人情報をご覧くださいというような照会がきた場合には、出してもよいか諮問をさせていただくようにしている。ただし、ピンポイントで氏名が書かれていて、誰のこの項目を何のために必要だからくださいと書面上きちんと書かれている場合は、あらかじめ審議会で諮問し了解を得ている類型に当てはめて対応している。
	市庁舎のアンケートについては、これまでも議論が行われた経緯があるが、ようやく再びアンケートを実施することになった。2月1日号の広報に掲載予定。2000人無作為抽出してアンケートが発送されることになっている。市内の方については、もしかしたらアンケートが届くかもしれない。
委員	アンケートの内容は。
事務局	まず市庁舎をどうしたいかという項目があり、残したい、市民負担が大きい場合は残さなくていいなどの項目を選ぶようになっている。その次に、残す場合はどのように使った方がよいか用途についての質問がある。そして、今後の庁舎整備の検討の進め方について、何が重要だと思ふかについての項目がある。
委員	それは全て選択するのか。
事務局	はい、選択するようになっている。最後には、庁舎整備に関するご意見を書いていただく欄もある。
委員	1回目のアンケートよりもかなり簡単になっていますね。
事務局	はい。ポイントを本庁舎だけに絞って、答えもなるべく簡略していただけるようになっている。
	先程質問があった件について、市民課に確認したところ、報告書に記載している利用目的の根拠法令は、外部提供を行ったものの一部とのこと。件数が多いため、2つしか記載していないが、ここに記載していない根拠法令の中に含まれているだろうとのことであった。
会長	外部提供先で厚生局等となっているが、他にも色々あるということか。
事務局	他にも裁判所などから照会がきているとのこと。
会長	確かに全てを書いていたら大変ですよ。全部が第507条という趣旨で書いている訳ではないのですね。
事務局	はい。
委員	海上保安部や厚生局の法律は別にあるけれど、ここには書かれていないということか。
事務局	はい。海上保安庁法の第31条に海上保安官及び海上保安官補は、海上における犯罪について、海上保安庁長官の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行うという規定があるので、刑事訴訟法が絡んでいると読み取れるのでは。
会長	報告書には、利用目的にあたる該当条文がこれだけし

委員 事務局	か書かれていないが、全部書いていたら切りが無いので、今のようなお話であれば大丈夫なようだが。よろしいか。
会長 委員全員	はい。 厚生局の方も麻薬関係に関して、刑事訴訟法に関係するように書いてあるので、根拠法令はおそらく刑事訴訟法になるのでは。
会長	他に質問や意見はないか。
事務局 会長	<なし>
事務局	議事②個人情報取扱事務の届出について事務局より報告を。
委員 事務局 委員	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。画像をとっておいて、いざという時に確認できるようにするということか。
事務局	一定期間経つと随時消去されるようになっているが、もし何かあった時に利用したり、犯罪を防止したりするために設置している。
委員 事務局 委員	何機ぐらい設置されているのか。 一校に一機だと思う。
事務局 委員 事務局	学校内に出入りする者なので、生徒を対象としたものではなく、外部の方を対象としているのか。
委員 事務局 委員 事務局	はい。 生徒が通らないということはないと思うが。 入り込みはするでしょうが、主に外部の方の出入りの多いところに設置されていると聞いている。
委員 事務局 委員 事務局	目的としては、そちらが大きいのか。
委員 事務局	はい。 事故や犯罪に繋がるようなことが多かったのか。
事務局	防犯カメラは寄贈で、どこに設置するべきか、市で検討し設置をしている。
委員 事務局	時々玄関のガラスがとか、今までにもあったので、防犯カメラがあった方がいいなと思うこともある。
委員 事務局	今後台数が増えて設置可能となってくるのであれば、設置される学校も増えてくるだろう。
会長	容貌が映る件については、何か届出はいらぬのか。
事務局	18ページと19ページがその個人情報を収集しますという届出。
会長	届出を提出させて、認めるという判断をしたということか。
事務局	個人情報をこういうかたちで収集しますということで原課から要望があるため、個人情報の届出を提出し、収集を開始するよう指導を行っている。
会長	カメラを設置することは許可をしているので、どこがカメラで画像を入手できる状況にあるのかは把握できているということか。
事務局 会長	はい。 撮ったものを利用するときは、どのように利用するのか。利用規則などがあるのか。
事務局	教育委員会がどのように管理しているのかは、把握していない。何か起きない限りは、使用することはない

委員	と聞いている。
事務局	提供先が担当課のみとなっているが、担当課は学校教育課になるのか。
委員	はい。
事務局	そこには、校長から情報を提供するということか。
会長	個人情報管理責任者が校長なので、学校の方で保管されるが、各学校自体の所管が学校教育課なのでこのような届出のかたちになっている。学校教育課に随時画像を提供するということはない。
事務局	万が一犯罪などがあったときには、カメラを見せてほしいと依頼があるのか。
委員	これまでも警察からそこを通った人が犯罪に関係している可能性があるので、防犯カメラの画像を見せてほしいというような照会があった。審議会に諮らせていただいたが、それ以外の方の画像が相当映っていたため、それ以外の人々の画像も含めて警察に渡してしまうとまずいだろうということで、許可されず、警察への提供はしなかったという経緯がある。
事務局	防犯カメラは、ほとんどが犯罪のときに使われるものだと思っていたが。学校そのものに犯罪行為が生じたときには提供するはず。犯罪者が何時何分に〇〇を通過したという資料に使いたかったのでは。
委員	おそらくそこまでも特定されていない事案だった。映っているかもしれないということだったと思う。
事務局	見せるだけでもだめだという判断だったのか。
委員	はい。例えば帽子を被っていて黒い服を着ているなど、特定できる項目を示すよう市から警察へ条件を付すべきだという判断になった。それに基づいて警察が条件を提示することができれば、市の方でその部分を抽出して見せることも可能だろうとのことだった。
事務局	結局その条件は提示されたのか。
委員	提示されなかったと思う。
事務局	そうですね。捜査情報を出すことになるので。こういう容顔の人だと言え、それをチェックした校長先生には、この人が犯罪者であるということが分かっていますからね。無理な条件ですよね。何を想定して防犯カメラをつけているのか。校長先生は管理者だから見ることができるんですよ。
委員	はい。
事務局	何のために見るのか。
委員	学校内で何か事件が起こった際には、学校教育課の課内では見ることになると思う。
事務局	いじめを把握するためとかであれば、学校関係者が見るのは理解できる。でも、玄関に設置されているので、そこでいじめをする人はいないですよ。
委員	犯罪等の予防ということで設置されているようだ。カメラがあることで抑止になるので、そっちに力点を置いているのではないかと思う。
事務局	カメラは目立つ位置にあるのか。
委員	はい。あとは、もしも学校側が告訴をすることになれ

<p>委員</p> <p>事務局 会長 委員全員</p> <p>会長</p>	<p>ば、カメラ画像を使うのではないか。 寄贈ということなので、貰ったから設置したという感じなのか。</p> <p>そうですね。 他に質問や意見はないか。</p> <p><なし></p> <p>以上で審議会を終了する。</p>
------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------